
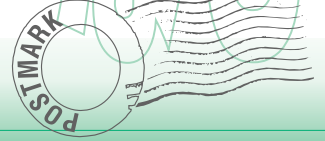


Genki Navi Navi

発行所  辻井賢博税理士事務所

責任者 辻井 賢博



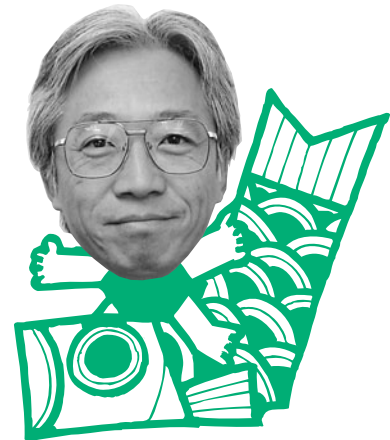
〒635-0074 大和高田市大字市場中町793-4 TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858 E-mail office-tsuji-0@helen.ocn.ne.jp

～半年振りに、ごあいさつ～

Genki Navi Navi

民主党の永田議員による偽メール事件に揺れ動いた国会。本来もっと議論されるべきであった平成18年度税制改正法案は、あっけなく3月27日に可決成立。もっと議論して欲しかったのに……。財務省大臣官房審議官・佐々木氏の言葉をお借りすれば、『この18年度というのは非常に重要な年で……。今後、わが国がどういう航路を通るかという選択肢が示され……。平成19年度を目途に、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現すべく……。基本的には景気が低迷していた時代の「非常時の税制」から、「平時の税制」に戻ってきているというのが、今回の18年度税制改正の性格です』と、しゃあしゃあと宣っておられます。が……。大企業の決算報告や株価上昇の事実を突きつけられれば、確かに景気は回復基調になっていると感じなくもないけれど、会社の事業規模や業種、地域による景気回復の温度差はかなりひどいのでは……。更には国際経済にも不穏な動きがあるというのにホントに大丈夫？……。と感じているのは私だけだろうか？

半年振りの「GENKI NAVI NAVI」。さぼっていたわけではないのですが……。ちょっと忙しくて……。税理士って仕事、けっこう多忙なんです。ご理解ください。……。それにしても、今年は新会社法も施行されるし、税制だって大きく変わるし……。今年もたいへんな一年になりそうな。今年も「マンタの海」は遠いかな……。とにもかくにも、汗だし、チエだし、体を張って「やるっきゃない」と納得(?)しつつ……。今日も「GENKI NAVI NAVI」なのであります。



TAX・TOPICS

18年度税制改正の内容ってどんなの？

Genki Navi Navi

本年も、去る4月1日に18年度改正税法及び関連政省令が施行されました。本年の改正は新会社法との絡みもあってか、法人税関連の変更が多いようです。その中で、重要性が高く、中小企業の皆様にとって身近なものをいくつか簡単にご紹介いたしましょう。

① 交際費のうち一人当たり5,000円以下の飲食費について、一定の事項を記載した書類の保存を要件

として、全額損金算入が認められます。

- ② 同族会社で、一定の要件に該当する場合には、その会社の業務を主宰する役員に対する給与のうち、給与所得控除に相当する部分は損金に算入されないこととなりました。
- ③ 同族会社に対して追加的に課税される留保金課税制度の適用除外要件が狭められ、かわりに課税留保金額に対する控除額が増加されました。
- ④ 役員に対する賞与は従来損金不算入でしたが、あらかじめ税務署に金額等を届出するなど、一定の要件に従って支給することにより、損金算入できることとなりました。
- ⑤ 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、全額損金算入できる上限が、年間300万円までとなりました。 e t c…

以上ピックアップしました項目以外にも、色々な改正が行われています。その他の改正項目や今回ご紹介しましたものについて、もっと詳しくお知りになりたい方は、6月16日に別紙ご案内の通り改正税法説明会を開催いたしますので、ぜひご参加下さいますようお願いいたします。

異業種交遊

Genki Navi Navi

「むずかしい事に喜んでチャレンジする」ことが私達のモットーです

池木プラスチック株式会社 代表取締役 池木 啓仁



平成18年、おかげ様で弊社は創業40周年を迎えます。この間 皆様のご厚情によりお客様に信頼されるプラスチック製品の供給者としての礎を築くことができました。私達はプラスチックのミニチュア模型からスタートしました。時代とともにプラスチックの用途が多様化していく中、工芸品、電気部品、自動車部品へと製品の幅を広げ素材、製造方法の進化、品質管理の手法にも、いち早く対応してきました。お客様の要求は実に多岐にわたり、時に不可能かと思える事もありました。しかし、これまで培ってきたノウハウを生かし「むずかしい事に喜んでチャレンジする」をモットーに設計、素材、生産技術に新しい提案を加えて与えられた課題をクリア。私達はお客様のニーズを高い精度をもってカタチにします。

私がスタッフに要求することは、可能な限りYes、Noで返事のできるように「稟議」に工夫をしてくること。そうすれば部下は育つはず。日々の判断は部署長に、会社の方針を含む決断は私が・・・という風にスタッフへの権限委譲を推進しております。そして私達はお客様のニーズを実現することに強い喜びを感じながら国内で物造りをするに「こだわり」と「誇り」をもって仕事をしていきたいと思っています。

顧問税理士からのコメントを・・・池木社長、この方、私と同年齢。わたしより、二枚目で頭も柔らかい。池木社長、売上金額よりも経常利益の向上をモットーに。売上金額よりも生産性の向上と収益率の向上をモットーに。そして、人材育成のために権限委譲をモットーに。この15年間、今日まで頑張ってきた。ちなみに、一昨年、池木プラスチック株式会社は、葛城税務署より優良法人の栄誉を得られましたこと申し添えます。

〒639-0264 奈良県香芝市今泉765 TEL 0745-77-2112

<http://www.ikegipla.co.jp/>

「最近の情報を少しだけ・・・」

Genki Navi Navi

税 務 “長者番付”が消える？

毎年、この時期になると各税務署から「長者番付」として知られる高額納税者の名前が公表されます。マスコミを賑わす一コマでもあります。もともとは税金をごまかそうとする納税者へのけん制の意味で設けられた制度。今年の税制改正で、高額所得法人の公表もあわせて廃止されることになりました。なんでも、近年、氏名等の公表による被害が甚大で、個人情報保護の観点からの措置らしいのだが・・・。社会の匿名化、少し気になる・・・。

法 務 新会社法のポイントをもう少し・・・

取締役の任期は株式会社の場合は「2年」でしたが、新会社法では定款で最長10年（公開会社の場合は今までどおり2年）とすることが出来るようになりました。既存の株式会社は定款の変更により10年とすることで登記費用の削減につながります。取締役の任期がない有限会社の特典を失いたくなくれば有限会社であり続けるのも選択肢の一つです。また、従来、株主に対する配当は、本決算による配当と中間決算による配当の年2回しか行えませんでした。新法では株主総会の普通決議（議決権の過半数を有する株主が出席しその議決権の過半数の賛成で決することを要する決議）によって、期中にいつでも配当が行えます。ただし、債権者保護の観点から純資産額（資産－負債）が300万円未満の会社は、配当は出来ません。

相続税の解体新書（連載）

「はんこ」「相続人、相続分、遺言」に続いて、今回は「相続財産」について、お話させていただきます。相続税法では、被相続人に属する一切の財産が相続税の課税の対象とされ、一般的には、国内は無論のこと、国外財産も対象とさせます。国外財産は持ち出したらわからないとお考えかもしれませんが、なかなか敵もさるもの、国税の情報収集力は並ではありませんから、ご安心めさるな・・・また、逆にお墓やご仏壇などは非課税財産とされます。ただ、純金製の仏様は財産としての価値に着目して課税対象とされます。これ以外に、相続税法では「みなし財産」という規定があります。民法的には相続財産と考えないけれども、税法的には課税対象となる財産を「みなし財産」といいます。たとえば、生命保険金や死亡退職金です。これ、民法的には相続財産ではないけれども、相続税法的にはれっきとした「財産」。ただし、非課税の規定があり、相続人一人につき500万円部分までは税金がかからないこととなっています。それから、生命保険契約等に関する権利。なんじゃそれ？と、お考えの向きも多かろう。要するに、被相続人が相続人以外の者を被保険者とする保険の掛け金に関する権利のことなんですけど・・・。たとえば、被相続人であるお父さんが、「息子になにかあったら困るから」とお守りあるいは魔よけのつもりで、息子を被保険者そして契約者（すなわち保険料を支払う人）をご自分つまり被相続人とする保険契約を締結し、掛け金をかけ続けていたとしたら・・・保険事故つまり息子の死亡が発生していない場合、相続人はその保険を解約して解約返戻金を手にすることもできるし、その後、その権利を相続した相続人が掛けつづけることもできる、というものなんです。そこで、そのような権利にも財産的評価をなし、相続財産とするのが相続税法なのであります。税法ってホント厳しいな～と思いますよね。



産業財産権ってなに？

特許、意匠(デザイン)、実用新案、商標(ブランド)等の権利

独創的なアイデアであなたの会社を更に発展させてみませんか！

「商標や意匠、自社申請に興味はありますか？」

専門家の手を借りなくても自社や個人で簡単に特許庁へ出願申請が出来ます。

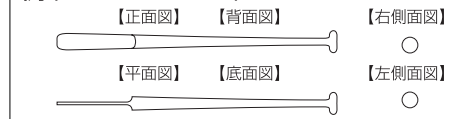
商標権 ブランド、キャッチコピー、マーク etc. (文字、図形、記号)

例(商品名) **Mensole 好感度**

- 出願書類は1枚(A4) • 特許庁への出願料¥21,000
- 登録査定された時、別途料金が必要です

意匠権 物品の形状、デザイン、模様 etc.

例(トレーニングバット)



- 出願書類は2,3枚(A4) • 特許庁への出願料¥16,000
- 登録査定された時、別途料金が必要です
- 出願に関する費用は特許印紙(郵便局で販売)を使用します

もし自社で申請したいと思われる方は当所までご一報下さい。**一緒に勉強しましょう！**

当所の顧問先に自社申請され、たくさんの権利を持って成功されている会社があります。場合によっては一言アドバイスをいただけます。

参考アクセス 特許庁H.P (<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>)

辻井税理士事務所のPRコーナー

辻井税理士事務所の業務紹介のコーナーです。わたくしども税理士事務所は、税務・会計に関する業務を核に、お客様の日常的に発生する諸問題を、お客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です。

【中核的業務】

- (1) 個人事業者の方の日常的会計処理の指導助言、決算報告書の作成、確定申告書の作成等
- (2) すべての法人の日常的会計処理の指導助言、決算書の作成、確定申告書の作成等
- (3) 個人の方の土地家屋等の譲渡所得の計算等及び確定申告書の作成等
- (4) 相続・贈与などがあった場合の相続税・贈与税の課税価格、税額計算及び確定申告書の作成等

【関連の業務】

- (1) 今を見据え、未来を見越した個人及び法人の経営・税務戦略の構築
- (2) 個人や法人のライフプランに適合した保険商品の選択援助
- (3) 財産保全管理の一環としての相続税の予測計算と今後の対策指導



※わたくしども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けておりません。わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をもって実践することが、信用であり、営業であると信じております。ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介こそが、われわれの営業であり、われわれの命の絆なのだと思えます。お客様からのご紹介、歓迎いたしております。

事務所からのお願い

自社株式や土地の贈与があったときは、その翌年の3月15日までに贈与税の確定申告をしなければなりません、この自社株式と土地の評価、実に煩雑でその計算に時間を要することが多々あります。そこで、それらの贈与をお考えの方は、なるべくお早めに、できましたら、その年の11月末までにはお申し出いただきたいと存じます。勝手ながら、よろしく願い申し上げます。

辻井税理士事務所からのお知らせ

「平成18年度改正税法説明会」のご案内

来る6月16日(金)、弊事務所主催で平成18年度改正税法説明会を開催いたします。改正商法のお話もしてみたいと考えてます。詳細は、別紙のとおりです。ご遠慮なく何人でもご参加ください。顧問先のお客様につきましては、無料となっております。また、決算のみの関与のお客様につきましては、実費(お一人様1,000円)ご負担とさせていただきます。(お申し込みは、別紙FAXにてお申し込みください)